

八丈町一般廃棄物処理施設 維持管理情報 (平成31年度)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第34号。平成22年5月19日公布。)により、改正後の同法第9条の3第6項(平成23年4月1日施行)の規定により、廃棄物処理施設の維持管理情報を下記のとおり公表します。

八丈町住民課

最終更新日: 令和2年4月17日

情報の公表期間: 令和5年5月31日

施設名	八丈町クリーンセンター													
施設住所	東京都八丈島八丈町大賀郷4341番地1													
平成 31 年度	維持管理上の基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般廃棄物														
A系 可燃ごみ量 (ton)	-	52.13	119.14	114.29	119.01	135.98	110.47	107.36	134.72	95.09	119.91	101.97	135.95	
B系 可燃ごみ量 (ton)	-	189.57	135.03	102.67	119.35	127.78	119.06	115.42	85.71	121.08	118.81	101.95	101.91	
燃焼室中の燃焼ガス温度														
測定を行った位置	-	A系 焼却炉出口												
測定結果月平均値 ()	800以上	865	877	874	873	888	888	888	885	h	885	864	878	
測定を行った位置	-	B系 焼却炉出口												
測定結果月平均値 ()	800以上	900	893	907	888	901	886	897	897	892	833	908	874	
集塵機に流入する燃焼ガス温度														
測定を行った位置	-	A・B系共通 集塵機入口												
測定結果月平均値 ()	概ね200	168	179	181	184	182	175	172	173	174	188	171	179	
排ガス中の一酸化炭素濃度														
測定を行った位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
測定結果月平均値 (ppm)	100以下	16	17	26	27	18	19	16	21	27	30	26	31	
冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日														
年月日	-	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	
排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度														
排ガスを採取した位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
測定結果	硫酸化物月平均値 (ppm)	100以下	13	22	21	20	17	11	16	19	19	26	23	22
	塩化水素月平均値 (ppm)	430以下	37	60	51	61	59	39	38	50	42	73	77	90
	窒素酸化物月平均値 (ppm)	250以下	123	125	123	125	118	119	112	125	121	131	122	130
排ガス中のダイオキシン類														
排ガスを採取した位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
運転炉	-	A系炉						B系炉						
排ガスを採取した年月日	-	R1.6.10						R1.6.11						
測定結果を得られた年月日	-	R1.7.8						R1.7.8						
測定結果 (ng-TEQ/m ³)	10以下	0.26						0.13						

排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙の測定結果は、酸素濃度12%の換算値

固形燃料(水分、温度、外観)と固形燃料保管設備内(温度、一酸化炭素濃度、清掃年月日)にかかる記録については、該当しないため表記していません。

平成 31 年度
維持管理状況に関する情報